

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

国民健康保険

市民課 ☎(32)8895

勤務先の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、変更のあった日から14日以内に届出をしてください。手続きによって必要なものが異なります。別世帯の方の手続きは委任状が必要です。

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受けただけがや病気の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担ですが、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えることが可能です。国民健康保険を使うときは必ず市民課に届出をお願いします。

手続きが必要な状況		必要なもの
加入時	職場の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書
脱退時	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険証、国民健康保険の保険証
	被保険者が亡くなったとき	保険証、死亡を証明するもの
その他	修学のために転出するとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき(再交付)	身分を証明できるもの(運転免許証等)
	交通事故等があったとき	保険証、事故証明書(原本)、印鑑

国民健康保険の主な給付

市民課 ☎(32)8895

高額療養費

1か月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます。該当の方には診療月の翌々月以降に通知が送付されますので、手続きをお願いします。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には窓口での申請が必要になります。

療養費

次のような理由で医療機関などの窓口で医療費を自己負担した場合は、申請及び審査ののちに自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・急病などやむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・骨折やねんざなどで国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、あんま、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
- ・輸血に生血を使ったとき
- ・緊急、やむを得ない理由により海外で治療を受けたとき

葬祭費

国民健康保険被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に対し5万円が支給されます。

出産育児一時金

国民健康保険被保険者の方が出産された場合に支給されます。

特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV)に該当する国民健康保険被保険者の方は、申請により特定疾病受領証の交付を受けることができます。この受領証を医療機関に提示することで、自己負担額が変わります。

国民健康保険税

税務課 ☎(32)8891

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人の医療費等を支払うための大切な財源となります。加入されている皆さんが病気やけがをしたとき安心して治療が受けられるように、皆さんがお金を出し合って助け合う制度です。

税額算定の対象となる所得

国民健康保険税は、被保険者の前年中の総所得金額等を基に算定される所得割額、被保険者の数を基に算定される均等割額、世帯ごとに算定される平等割額の合算額が課税されます。

所得割額算定の基礎となる総所得金額等には、以下の所得金額が含まれます。

■総所得金額等

- ・総所得金額(事業・不動産・利子・配当・給与・雑・総合譲渡・一時)
- ・山林所得金額
- ・土地・建物等に係る長期短期譲渡所得の金額
- ・株式等に係る譲渡所得の金額
- ・株式等に係る配当所得の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額